改正案

○大磯町まちづくり条例施行規則第58条第7号に規定する技術基準等を 定める要綱

平成14年3月11日大磯町告示第9号

現行

○大磯町まちづくり条例施行規則第58条第7号に規定する技術基準等を 定める要綱

平成14年3月11日大磯町告示第9号

第1条~第2条第5号/ 省略

ウ カーブミラー カーブミラーの構造は、別図第2を基準とする。

第3条~第4条第8号 省略

(9) 管きょのステップ

ア マンホールを設ける箇所には2センチメートル以上のステップを設置する。

イ ステップが60センチメートル以上のものは副管を設置し、構造については別図第3を標準とする。

第4条第10号~第13号 省略

(14) マンホール

ア マンホールの設置箇所は、管きょの起点、方向・こう配・管径の変 化する箇所、段差の生じる箇所及び管きょの合流する箇所とする。

イ 会合マンホールの角度は、90度以下とする。

- ウ 原則として、小口径においては 75 メートル以下の間隔でマンホール を設置する。
- エ 原則として、マンホールは製品の0号組立マンホールを標準とする。 また、中間マンホールについては、塩ビ製小型マンホールを標準とす る。構造は別図第3及び第4を標準とする。

オ マンホールぶたは大磯町型デザインぶた(別図第5)とし、耐荷力

第1条~第2条第5号イ 省略

ウ カーブミラー カーブミラーの構造は、別図第1を基準とする。

第3条~第4条第8号 省略

(9) 管きょのステップ

ア マンホールを設ける箇所には2センチメートル以上のステップを設置 する。

イ ステップが60センチメートル以上のものは副管を設置し、構造については \mathbb{N} 図第2-1を標準とする。

第4条第10号~第13号 省略

(14) マンホール

ア マンホールの設置箇所は、管きょの起点、方向・こう配・管径の変 化する箇所、段差の生じる箇所及び管きょの合流する箇所とする。

イ 会合マンホールの角度は、90度以下とする。

- ウ 原則として、小口径においては 75 メートル以下の間隔でマンホール を設置する。
- エ 原則として、マンホールは製品の0号組立マンホールを標準とする。 また、中間マンホールについては、塩ビ製小型マンホールを標準とする。 構造は別図第2-1及び第2-2を標準とする。
- オ マンホールぶたは大磯町型デザインぶたとし、耐荷力については協

改正案	現行
については協議しなければならない。	議しなければならない。
カ マンホールぶたは、下流側にマンホールの絵柄が向くように設置す	カ マンホールぶたは、下流側にマンホールの絵柄が向くように設置す
る。	る。
キ 底部には、管きょの状況に応じたインバートを設ける。	キ 底部には、管きょの状況に応じたインバートを設ける。
ク マンホール調整部の施工については、無収縮モルタルを使用する。	ク マンホール調整部の施工については、無収縮モルタルを使用する。
ケ マンホールと管きょの接続には、マンホール用可とう継手を使用す	ケーマンホールと管きょの接続には、マンホール用可とう継手を使用す
る。	る。
(15) 汚水ます	(15) 汚水ます
ア 宅地内に設置する汚水ますは、塩ビます(大磯町型ますぶた設置・	ア 宅地内に設置する汚水ますは、塩ビます(大磯町型ますぶた設置・
直径 200 ミリメートル)を標準とし、構造は <u>別図第 6</u> を標準とする。	直径 200 ミリメートル)を標準とし、構造は <mark>別図第 3</mark> を標準とする。
イ ます深は、1メートル(流入管側)を標準とする。	イ ます深は、1メートル(流入管側)を標準とする。
ウ ます設置位置は、官民境界から1メートル以内とする。	ウ ます設置位置は、官民境界から1メートル以内とする。
エ 汚水ますと汚水管きょの接続はV型自在継手を用いる。	エ 汚水ますと汚水管きょの接続はV型自在継手を用いる。
第 4 条第 16 号~第 6 条省略	第 4 条第 16 号~第 6 条省略
第 4 未 第 10 万 · 第 0 未 首 昭	
(防犯灯)	(防犯灯)
第7条 防犯灯に関する構造その他の技術基準は、大磯町防犯灯設置基準に	第7条 防犯灯に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。
定めるところによる。	(1) 防犯灯の構造は、別図8を標準とする。
	(2) 照明器具は、電力量20ワットの自動点滅器付き蛍光灯とする。

<u>附 則</u> この告示は、公表の日から施行する。